イ　会員債権者が複数口の会員権を有している場合、上記アの入会・非入会の意思表示は、会員権の口毎に行うことを妨げない。

ウ　申込期限までに、上記アの入会・非入会の意思表示を行わなかった会員債権者については、入会希望会員として取り扱う。

⑶　入会希望会員

ア　入会希望会員については、入会を希望した会員権の口毎に、新会社が、会員預託金債務の５万円以下の部分までの全額とこれを超過する部分の２パーセント相当の金額との合計額を免責的に引き受け、同合計額を新額面とする預託金証書を申込期限経過後速やかに発行する。

イ　上記アの預託金証書による預託金の償還期限は証書発行日から10年間とし、退会を条件として、新会社が額面相当額を弁済する。

ウ　入会希望会員のうち、会費の未払がある者については、新会社が定める期日までに未払会費全額を支払うことを条件として、新会社との間で会員契約を締結することができる。但し、未払会費全額の支払いが完了するまでの間は、新会社の「ザ・オーシャンゴルフクラブ」におけるプレー権は停止するものとし、会員権の譲渡・相続等についても、これを新会社に対抗することができないものとする。

エ　なお、清算株式会社は、平成11年から平成13年にかけて会員債権者に対し会員権の分割を提案したが、一部の会員債権者については、会員権の分割がなされていないため、会員権の口毎に弁済額を算出した場合には、会員権の分割がなされた会員債権者と会員権の分割がなされていない会員債権者との間で弁済額に差異が生じることになる。

そこで、会員権の分割がなされていない会員債権者についても、上記アに定める会員預託金債権の弁済額算出に限り、会員権の分割がなされた会員債権者と同様に取り扱うこととする。

具体的には、分割後における会員権の額面は400万円が多数であることから、分割がなされていない会員債権者についても一口400万円を基準として、分割がなされた会員債権者と同様に取扱う（但し、会員権額面の最低金額が330万円であることから、弁済額の算出に当たっては、会員権の額面が一口330万円未満にならないようにする。）。

オ　清算株式会社における「ザ・オーシャンゴルフクラブ」の会員権について、基準日時点で既に退会していた会員であっても、当該会員権につき会員預託金債権の返還を全く受けていない者については、新会社に対し、新会社における「ザ・オーシャンゴルフクラブ」に引続き入会を希望する旨の意思表示をすることにより上記ア乃至エと同様の取り扱いを受けることができる。

⑷　非入会希望会員

ア　非入会希望会員については、非入会を希望した会員権の口毎に、一般債権の例によって弁済する。

イ　非入会希望会員の内会費の未払がある者については、上記アにより算出された弁済額から未払年会費を控除した金額を清算株式会社が支払う。

ウ　なお、非入会希望会員のうち、会員権の分割がなされていない会員債権者については、上記アによる会員預託金債権の弁済額算出に限り、前記⑶エの例による。

⑸　会員債権者が会員預託金債権以外の特別清算債権を有する場合の取扱い

会員預託金債権については本特則の定めにより取り扱い、その余の特別清算債権については一般債権の例によって弁済する。

４　債権者ティーエスシー外３名に対する債務の免除

ティーエスシー株式会社、フィールドエステート株式会社、南青山地所株式会社及び塚原裕の各債権者は、本協定認可決定の確定と同時に、いずれも一般債権を全額放棄し、清算株式会社は免除を受ける。

５　免除の効果の生じる時点

本協定認可決定確定の時とする。

第４　優先債権、共益債権の弁済

国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び特別清算債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。

以上

（別表省略）

水戸地方裁判所日立支部

包括的禁止命令

平成１８年（再）第１１９号

千葉県東金市南上宿38番地29

再生債務者　木原商事株式会社

主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。

平成21年９月30日

東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

平成２１年（再）第２３５号

東京都千代田区内神田２丁目１番２号　第５中央ビル

再生債務者　株式会社ゼンテック・テクノロジー・ジャパン

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　東京都港区虎ノ門１丁目16番４号　アーバン虎ノ門ビル２階　虎ノ門南法律事務所　弁護士　内田　　実

平成21年10月２日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２１年（再）第２３２号

埼玉県さいたま市見沼区春岡３丁目22番地３

再生債務者　横川　　功

１　決定年月日時　平成21年10月２日午前11時30分

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年10月30日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成21年12月４日から平成21年12月11日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２３４号

東京都新宿区大久保１丁目１番10号

再生債務者　日新防水工事株式会社

１　決定年月日時　平成21年10月５日午後１時

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年11月５日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成21年12月10日から平成21年12月17日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２３６号

東京都品川区南大井６丁目28番６号

再生債務者　トモエ電機工業株式会社

１　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時50分

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年11月４日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成21年12月８日から平成21年12月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２３７号

大阪府豊中市利倉３丁目４番８号

再生債務者　日菱レンタル株式会社

１　決定年月日時　平成21年10月２日午後３時50分

２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成21年11月４日まで

４　再生債権の一般調査期間　平成21年12月８日から平成21年12月15日まで

東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１７４号

福島県南会津郡只見町大字大倉字前沢ロ146番地

再生債務者　飯塚　　信

１　決議に付する再生計画案　平成21年９月25日付け再生債務者提出の再生計画案

２　投票期間　平成21年10月28日まで及び平成21年11月５日午後４時債権者集会期日

３　債権者集会

⑴　期日　平成21年11月５日午後４時

⑵　会議の目的　再生計画案の決議

平成21年10月２日

東京地方裁判所民事第20部